

監査措置状況報告書

令和6年3月18日

実施年度	令和5年度財政援助団体等監査（補助金等）		
検査実施日	令和6年1月9日～2月2日		
担当部署	市長公室 秘書交流課	内線	2414

審査の結果	対応状況等	
	報告日現在の状況	措置済
	概要	
<p>飛騨高山国際協会補助金</p> <p>国際交流の推進を図るため、国際交流団体等の運営に要する経費の一部に対し、予算の範囲内において補助金を交付するもので、高山市国際交流団体等運営補助金交付要綱で規定している。</p> <p>当補助金は、昭和62年に団体運営補助の制度として創設され、平成19年から補助単価の見直しがされることなく、飛騨高山国際協会を対象とし1,230千円の補助金が継続して予算措置されてきた。</p> <p>事務局が市役所内に置かれているため、当協会の運営（事務費等）にかかる支出額は、令和4年度決算書では14,976円（全体の約0.6%）、令和5年度予算書では80,000円（全体の約1.7%）と極めて少額であり、英語スピーチコンテストや異文化ふれあい講座等の事業に要する支出額が大半を占めている。</p> <p>団体の運営補助とは、その運営に経常的に要する経費に対して補助するものであり、補助要綱の記載内容と実態が相違していることから、事業補助へ見直すべきと考えるが検討されたい。</p>	<p>飛騨高山国際協会補助金については、当該団体への補助内容を精査し、運営補助から事業補助への見直しを行いました。</p>	

監査措置状況報告書

令和6年3月18日

実施年度	令和5年度財政援助団体等監査（補助金等）		
検査実施日	令和6年1月9日～2月2日		
担当部署	福祉部 高年介護課	内線	2956

審査の結果	対応状況等	
	報告日現在の状況	措置済
	概要	
<p>介護人材確保事業補助金 （高山市支所地域訪問介護等サービス確保補助金）</p> <p>支所地域における介護サービス事業の維持、確保及び新規の事業者の参入の促進等を図ることを目的に、介護サービス事業者に対し、介護サービスの提供のため訪問に要する費用について補助金を交付するものであり、高山市支所地域訪問介護等サービス確保補助金交付要綱で規定している。</p> <p>事業の実施にあたり介護サービス事業者に配付された資料に、補助金請求書の日付を空欄で提出するよう指導する記述が見受けられた。</p> <p>請求書の日付は、事業者が請求する旨の意思表示の日であるが、日付を記載しないよう指導することは、その意思表示を行政が制限することになるため、所管課は慎重に事務を進めるとともに、適切な業務を遂行されたい。</p>	<p>介護サービス事業者に配付した資料の修正を行うとともに、本補助金の対象事業所へは請求日を記載したうえで請求書を提出していただくようメールにて周知しました。</p>	

監査措置状況報告書

令和6年3月18日

実施年度	令和5年度財政援助団体等監査（補助金等）		
検査実施日	令和6年1月9日～2月2日		
担当部署	福祉部 子育て支援課	内線	2935

審査の結果	対応状況等	
	報告日現在の状況	改善中
	概要	
<p>子ども食堂運営等支援補助金</p> <p>生活に困窮する世帯やひとり親家庭の子どもなど支援を必要とする子ども等を対象とし、健やかに育成される環境の整備を促進することを目的に、子ども食堂及び子ども宅食の運営に係る経費を支援するものであり、高山市子ども食堂等運営支援事業補助金交付要綱で規定している。</p> <p>要綱第3条第1項第1号及び第2号において、子ども食堂及び子ども宅食を開設及び運営する事業は、飛騨保健所の指導に基づき、飲食業の営業許可を受ける等、所要の衛生管理を行うよう規定している。</p> <p>しかしながら所管課は、飲食業を生業としていない一部の事業者について、保健所の営業許可手続きが不要である旨の把握にとどまり、衛生管理体制のチェックについては明確な基準を設けず現地確認のみで補助金を交付していた。</p> <p>要綱において、所要の衛生管理はすべての事業者を対象としているものであり、県が定める「福祉目的の食事提供行為における食品衛生管理指針」に基づいた衛生管理事項を確認するなど、必要な指導を実施されたい。</p> <p>また、交付申請書に添付された事業計画書と収支予算書の利用料収入において整合性が無いにもかかわらず、補助金の交付決定がされていた。</p> <p>所管課は、提出された申請書等の内容をチェックした上、適正な収支予算書に基づき補助金額を算出されたい。</p>	<p>衛生管理の指導については、要綱に基づき、事業者に「所要の衛生管理を行うこと」を求めています。補助決定時の市の確認方法が十分でないこと、事業者のセルフチェックの手法が確立していないことなどを課題と捉えました。安全・安心な飲食物の提供をはじめ衛生管理は非常に重要であるため、市・事業者それぞれのチェックリストを導入するなど見直しを進めます。</p> <p>補助決定時のチェック不足については、事業計画書に記載された参加人数（予定）と、収支予算書に記載された利用料収入（見込み）が料金単価に照らして整合しないと指摘のあったものです。参加人数（予定）には、ひとり親家庭など料金を減免する参加者も含まれることが原因であり、有償・無償や料金区分に応じた人数を記載できるよう様式の見直しを進めます。</p> <p>なお、上記の見直しに合わせ、口頭により指摘のあった備品購入や家賃支払いなどの補助対象経費の考え方、事業の持続性確保などについても課題を整理し、より効果的な事業となるような制度全体の見直しを検討します。</p>	

監査措置状況報告書

令和6年3月18日

実施年度	令和5年度財政援助団体等監査（補助金等）		
検査実施日	令和6年1月9日～2月2日		
担当部署	商工労働部 商工振興課	内線	2213

審査の結果	対応状況等	
	報告日現在の状況	検討中
	概	要
<p>伝統的工芸品産業後継者育成事業補助金</p> <p>伝統的工芸品産業及び伝統建築産業等に係る技術の継承と振興を図るため、当該産業の後継者育成事業所及び研修者に対し助成することを目的に補助金を交付するものであり、高山市伝統的工芸品産業技術修得補助金及び研修事業費補助金交付要綱で規定している。</p> <p>補助金の交付にあたり研修者は、伝統技術の継承及び将来その産業に従事する旨の誓約書を提出しているが、自己都合により研修期間中に離職する者が多く見受けられた。</p> <p>要綱第12条第1項（交付の中止及び返還）に該当する場合は、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができるが、同条を適用して補助金の返還を求めている実態は確認されなかった。</p> <p>所管課は、要綱に基づいた適正な事務処理を行うとともに、返還の明確な基準を設けるなど、所期の目的を達成するため効果ある事業となるよう努められたい。</p>	<p>本事業は、伝統的工芸品産業等に係る技術の継承と振興を図るため、対象事業所における後継者確保と人材育成を目的に助成しているものです。</p> <p>研修者は補助金申請時に誓約書を提出することとしていますが、様々な要因から研修期間中に離職する研修者もおり、個々の事情を勘案し、個別に判断した結果、これまで補助金の返還を求めている状況となっています。</p> <p>今後は、本事業の目的達成に向け、市民・事業者にとってわかりやすく、より効果的な事業となるよう、返還の明確な基準を設けるよう検討します。</p>	

監査措置状況報告書

実施年度	令和5年度財政援助団体等監査（補助金等）		
検査実施日	令和6年1月9日～2月2日		
担当部署	商工労働部 雇用・産業創出課	内線	2796

審査の結果	対応状況等	
	報告日現在の状況	措置済
	概要	
<p>企業立地補助金</p> <p>雇用の機会の創出及び拡大を図り、もって地域経済の活性化及び市民生活の向上に寄与することを目的に、本市における企業の立地を促進するために必要な助成を行うものであり、高山市企業立地促進条例で規定している。</p> <p>事業者に助成金を交付するためには、指定事業所の審査が必要であるが、令和3年9月13日に申請書を受理してから審査結果を通知したのは、翌年度である令和4年6月20日と約9か月を要したケースが把握された。特に事業所等新設助成金については、申請者の金銭的負担が大きい操業開始時に交付すべきものであるが、令和3年度中に交付可能であった補助金が令和4年度に交付されていた。</p> <p>所管課からは、コロナウイルス対策業務を優先せざるを得ない状況だったとの説明であったが、市の都合により申請者に不利益を負わせることのないよう、今後は適正な事務執行に努められたい。</p>	<p>令和3年度においては、新型コロナウイルス経済対策として、まん延防止等重点措置の段階から人流回復の段階まで、コロナ禍のステージに合わせた重層的・緊急的な経済対策が必要とされ、業務が著しく増加しておりました。今後の補助金交付事務においては、受付後は迅速に事務処理を行うよう努めます。</p>	

監査措置状況報告書

令和6年3月18日

実施年度	令和5年度財政援助団体等監査（補助金等）		
検査実施日	令和6年1月9日～2月2日		
担当部署	市長公室 秘書交流課	内線	2414

審査の結果	対応状況等	
	報告日現在の状況	措置済
	概要	
<p>事務処理及び書類の不備について</p> <p>今回監査した8課のうち、4課において下表のとおり不適切な事務処理を確認した。 高山市補助金交付規則や補助要綱等の規定に基づく適正な業務を遂行するようチェック体制の強化に努められたい。</p> <p>(以下 下表抜粋)</p> <p>課名：秘書交流課 補助金名：飛騨高山国際協会補助金 書類名及び不備内容 実績報告書 ・申請日と受付日の不一致 ・交付額と実績額の不一致 補助指令書 ・指令番号の誤記入</p>	<p>飛騨高山国際協会補助金については、主務と副務のダブルチェックによる記載事項等の確認を行うよう徹底を図りました。</p>	

監査措置状況報告書

令和6年3月18日

実施年度	令和5年度財政援助団体等監査（補助金等）		
検査実施日	令和6年1月9日～2月2日		
担当部署	商工労働部 雇用・産業創出課	内線	2796

審査の結果	対応状況等	
	報告日現在の状況	措置済
	概要	
<p>事務処理及び書類の不備について</p> <p>今回監査した8課のうち、4課において下表のとおり不適切な事務処理を確認した。 高山市補助金交付規則や補助要綱等の規定に基づく適正な業務を遂行するようチェック体制の強化に努められたい。</p> <p>(以下 下表抜粋)</p> <p>課名：雇用・産業創出課 補助金名：企業立地補助金 書類名及び不備内容 指定事業者指定申請書 ・取得費の未記入 ・定款及び同意書の日付不備</p>	<p>企業立地補助金については、主務と副務のダブルチェックによる記載事項等の確認を行うよう徹底を図りました。</p>	

監査措置状況報告書

令和6年3月18日

実施年度	令和5年度財政援助団体等監査（補助金等）		
検査実施日	令和6年1月9日～2月2日		
担当部署	都市政策部 建築住宅課	内線	2317

審査の結果	対応状況等	
	報告日現在の状況	措置済
	概要	
<p>事務処理及び書類の不備について</p> <p>今回監査した8課のうち、4課において下表のとおり不適切な事務処理を確認した。 高山市補助金交付規則や補助要綱等の規定に基づく適正な業務を遂行するようチェック体制の強化に努められたい。</p> <p>(以下 下表抜粋)</p> <p>課名：建築住宅課 補助金名：伝統的大工技術継承事業補助金 書類名及び不備内容 完了報告書 ・ 交付決定後の滞納確認 ・ 建築年月の未記入 実施計画書 ・ 建築年月の未記入など多数の記入不備</p>	<p>伝統的大工技術継承事業補助金の交付手続に必要な申請書等において所有者等に記入を求めている項目を改めて精査したところ、「建築年月」等は審査に必要のない項目であることが判明したため、要綱を改正し不要な項目を削除した様式に変更しました。 併せて主務と副務のダブルチェックによる記載事項等の確認を行うよう徹底を図りました。</p>	

監査措置状況報告書

令和6年3月18日

実施年度	令和5年度財政援助団体等監査（補助金等）		
検査実施日	令和6年1月9日～2月2日		
担当部署	都市政策部 都市計画課	内線	2313

審査の結果	対応状況等	
	報告日現在の状況	措置済
	概要	
<p>事務処理及び書類の不備について</p> <p>今回監査した8課のうち、4課において下表のとおり不適切な事務処理を確認した。 高山市補助金交付規則や補助要綱等の規定に基づく適正な業務を遂行するようチェック体制の強化に努められたい。</p> <p>（以下 下表抜粋）</p> <p>課名：都市計画課 補助金名：市街地景観保存区域建造物補助金 書類名及び不備内容 実施計画書 ・建築年月日の未記入 補助指令書 ・予算科目の未記入</p>	<p>市街地景観保存区域建造物補助金の申請内容の確認については、今後の補助金の交付等の参考のためにも実施計画書の建築年月日の記入は必要であると判断しており、申請内容の確認の中で建築年月日が不明な場合は不明と記載することとしました。</p> <p>併せて、主務と副務のダブルチェックによる記載事項等の確認を行うよう徹底を図りました。</p>	